

「第二次山口県再犯防止推進計画」の概要

第1 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
「再犯防止推進法」に基づく「第二次再犯防止推進計画」を勘案し、県が取り組む再犯防止施策の方向性を明らかにする
- 2 計画の位置付け
再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」
- 3 計画の期間
2024（令和6）年度～2028（令和10）年度（5年間）
- 4 再犯防止の取組にかかる本県の現状

第2 県の取組事項

国計画の内容と国と地方の役割分担を踏まえ、県の取組を5つの柱に整理し、方向性を記載

I 就労・住居の確保

1 就労の確保

- 生活困窮者に対する相談支援
 - ・ 自立相談支援機関での相談・就労支援
- 一般就労が困難な人への就労支援
 - ・ 生活困窮者就労準備支援事業や障害者就労支援事業等による就労支援
- 協力雇用主への支援
 - ・ 県の公共調達における協力雇用主への優遇措置
- 矯正施設等における取組への協力
 - ・ 矯正施設が行う職業訓練等の取組への必要な協力

2 住宅の確保

- 住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進
 - ・ 入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進
- 公営住宅での受入れ
 - ・ 公営住宅の入居に関する情報の提供
- 生活困窮者に対する相談支援等
 - ・ 自立相談支援機関での相談支援
- 一時的な居住の確保
 - ・ 一時生活支援事業の実施、市町の実情に応じた取組の促進

II 保健医療・福祉的支援

1 高齢者又は障害のある人等への支援

- 県地域生活定着支援センターの取組の充実
 - ・ 高齢者や障害のある人等への相談支援
- ☒ 刑事司法手続の入口段階にある人への福祉サービス利用支援
 - ・ 福祉サービスや日常生活支援等の情報発信の充実
- ☒ 特別調整の対象とならない人への支援
 - ・ 特別調整に準ずる人への福祉サービス利用支援
 - ・ 保護観察期間終了者に対する相談窓口へのつなぎ支援
- 地域における福祉的支援
 - ・ 社会福祉協議会等との連携強化による見守り・支え合い体制の充実等
- 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進
 - ・ 犯罪をした人等への支援についての理解促進
- 矯正施設等における福祉的支援への協力
 - ・ 矯正施設等が行う福祉サービス利用手続等への協力

2 薬物依存症者等への支援

- 県薬物乱用対策推進本部を中心とした総合的な取組の推進
 - ・ 指導員等と連携した学校等における普及啓発
- ☒ デジタルツール等を活用した効果的な広報・啓発
 - ・ 精神保健福祉センター等における薬物依存症者や家族への支援
 - ・ 薬物依存症者等に対する医療機関の取組拡大
- ☒ 様々な依存症者への支援
 - ・ アルコール・ギャンブル依存症者や家族への支援
 - ・ 自助グループ支援、病院や関係機関との相互協力

新3 広域・専門的支援

- 特性に応じた効果的な支援の充実
 - ・ 困難な問題を抱える女性の自立支援
 - ・ 暴力追放運動推進センターにおける暴力団離脱や就労支援
 - ・ ストーカー加害者に対する精神医学的治療の受診勧奨等の支援

III 非行の防止と修学支援

- 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実
 - ・ スクールカウンセラー等の活用による、不登校など生徒一人ひとりの状況に応じた相談支援
 - ・ 保護司会や更生保護女性会等との連携による、地域教育ネットを活かした非行防止の取組
 - ・ 児童相談所や少年サポートセンターにおける相談支援
 - ・ 子どもの居場所づくりや学習支援の取組
 - ・ 法務少年支援センター山口と連携した非行防止に向けた取組等

IV 関係機関・団体等との連携強化

- 関係機関との連携強化
 - ・ 就労・住居・福祉など、支援の内容に応じた連携
- ☒ やまぐち再犯防止推進ネットワークを活用した、国・県・市町・関係機関・団体の相互連携強化
- 保護司等民間協力者との連携強化
 - ・ 民間協力者団体が行う研修会への協力等
 - ・ ホームページ等を活用した情報提供等による活動支援

V 広報・啓発活動の推進

- 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進
 - ・ “社会を明るくする運動”を通じた全県的な広報・啓発活動
 - ・ 山口県再犯防止推進ポータルサイトを通じた情報発信による普及・啓発
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
 - ・ 地域ぐるみの防犯活動等を通じた、県民の防犯意識向上への取組

第3 成果指標

検挙者中の再犯者数を20%以上減らす（794人→635人）
基準値：794人（R4）